



交通規制が変更されます



1. 通行禁止規制の廃止

新町東商店街の自動車（二輪を除く）の通行禁止規制が廃止されます。
これまで午後1時～午後10時の間は、自動車の通行が禁止されていましたが、規制廃止後は終日通行可能になります。



↑↑ 廃止

※ ただし、以下の車両は引き続き通行できません。



（最大積載量5t以上、車両総重量8t以上、乗車定員11人以上、大型特殊車両）

2. 通行禁止時間の変更

榎井郵便局東側の町道の通行禁止規制の規制時間が変更されます。
これまで午前7時30分～午前8時30分だった規制時間を小学生の通学実態に合わせ、

午前7時00分～午前8時00分（土・日曜、休日を除く）に変更しました。ご注意ください。



土・日曜、休日を除く

7:00—8:00

新町東商店街の町道



榎井郵便局東側の町道



重要

交通規制の効力は、実際に標識が変更されることで発生します。
標識の撤去・変更は2月中を予定しており、現地の標識が変更されていれば、交通規制は変更済みということです！

ご不明な点があれば、琴平警察署交通課まで。

電話番号・(0877) 75-0110